



# 鳥取県公報

平成 27 年 9 月 18 日 (金)  
第 8 7 3 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (630) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による施術者の変更の届出 (631) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による医療機関の廃止の届出 (632) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による施術者の指定 (633) (〃) . . . . . 2
	知事指定薬物の指定 (634) (医療指導課) . . . . . 3
	知事指定薬物の失効 (635) (〃) . . . . . 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (636) (東部福祉保健事務所) . . . . . 3
	指定構造計算適合性判定機関の委任 (637) (住まいまちづくり課) . . . . . 4
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (638) (水産課) . . . . . 4
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (639) (〃) . . . . . 4
	基本測量の実施 (640) (県土総務課) . . . . . 4
	鳥取県土地利用基本計画の変更 (641) (技術企画課) . . . . . 4
	土砂災害警戒区域の指定 (642) (治山砂防課) . . . . . 5
	土砂災害警戒区域の区域の変更 (643) (〃) . . . . . 5
	土砂災害特別警戒区域の指定 (644) (〃) . . . . . 7
	指定居宅サービス事業者の指定 (645) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 8
	指定介護予防サービス事業者の指定 (646) (〃) . . . . . 8
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (48) . . . . . 8
	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (49) . . . . . 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (原子力安全対策課) . . . . . 9
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) . . . . . 12
	総合評価一般競争入札の実施 (〃) . . . . . 14

# 告 示

## 鳥取県告示第630号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
宮石クリニック	倉吉市福庭町一丁目141	平成27年7月19日
社会福祉法人 健推会 クリニックこくふ	鳥取市国府町新通り二丁目202	平成27年8月1日
訪問看護ステーション すけっと	米子市東八幡272-1	平成27年8月17日
つのだ内科・循環器内科クリニック	境港市外江町2275-1	平成27年9月1日
アイ・プラス薬局 美萩野店	鳥取市美萩野一丁目49	〃

## 鳥取県告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
森田 真司	鳥取市叶一丁目3-16	みやわき鍼灸整骨院 吉成院	鳥取市吉成239-1	平成27年5月16日

## 鳥取県告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
宮石クリニック	倉吉市福庭町一丁目141	平成27年7月18日

## 鳥取県告示第633号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定によ

り次のとおり告示する。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

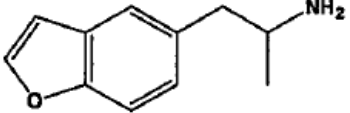
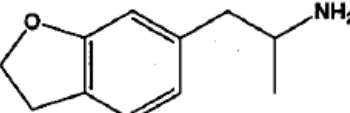
氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
田中 春香	鳥取市栄町613-1	はる治療院	鳥取市栄町613-1	平成27年5月16日
勝田 飛鳥	鳥取市青谷町紙屋142	みやわき鍼灸整骨院 吉成院	鳥取市吉成239-1	〃

鳥取県告示第634号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
27-知(1)-18	5-APB	1-(ベンゾフラン-5-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類 
27-知(1)-19	6-APDB	1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-6-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類 

鳥取県告示第635号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
27-知(1)-13	B r o m o - D r a g o n F L Y	平成27年8月25日	平成27年8月29日
27-知(1)-14	C U M Y L - P I N A C A	〃	〃
27-知(1)-15	C U M Y L - 5 F - P I N A C A	〃	〃
27-知(1)-16	C U M Y L - P I C A	〃	〃
27-知(1)-17	C U M Y L - 5 F - P I C A	〃	〃

鳥取県告示第636号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年9月18日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
--------	-------------	--------------	-------

社会福祉法人賛幸会	居宅介護支援センターは まゆう	鳥取市服部204-1	平成27年9月7日
-----------	--------------------	------------	-----------

**鳥取県告示第637号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を次のとおり行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により告示する。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び住所	業務 区域	構造計算適合性判定の業 務を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定 の業務	構造計算適合性判定 の業務の開始の日
日本建築検査協会株式 会社 東京都中央区日本橋三 丁目13-11	鳥 取 県 全 域	東京都中央区日本橋三丁 目15-6	構造計算適合性判定 を必要とする全ての 建築物の判定	平成27年8月18日

**鳥取県告示第638号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、岩美加入区及び泊中部加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第639号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
鳥取境港加入区	鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣り漁業及び機船船びき網漁業（船びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）

**鳥取県告示第640号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査及び水準測量による電子基準点付属標高取付作業）
- 2 作業期間 平成27年9月18日から同年12月11日まで
- 3 作業地域 鳥取市、米子市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡日吉津村、大山町及び伯耆町並びに日野郡日南町

**鳥取県告示第641号**

鳥取県土地利用基本計画を平成27年9月8日に変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により告示する。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

土地利用基本計画図中、琴浦町の都市地域に係る部分を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県県土整備部技術企画課、琴浦町企画情報課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第642号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
江府町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称  
深山口川（Ⅱ－1－3－38－17）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
江府町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称  
下蚊屋4地区（Ⅱ－3667）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第643号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称  
江府町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称  
区域の変更に係るもの  
東谷川（Ⅰ－1－3－38－19）、出ノ上川（Ⅰ－1－3－38－22）、ハセン谷川（Ⅰ－1－3－38－23）、谷山川（Ⅰ－1－3－38－24）、大谷川右支川（Ⅰ－1－3－38－25）、奥市川（Ⅰ－1

－ 3－38－26)、一反谷川 (I－1－3－38－27)、ショウブ谷川 (I－1－3－38－29)、荒田川 (I－1－3－38－31)、竜王谷川 (I－1－3－38－33)、南谷川 (I－1－3－38－35)、黒美谷川 (I－1－3－38－36)、大谷川左支川 (I－1－3－38－37)、後谷川 (I－1－3－38－38)、前ヶ谷川 (I－1－3－38－39)、吹山谷川 (I－1－3－38－40)、カヅチ谷川 (I－1－3－38－41)、又市谷川 (I－1－3－38－204)、宮の谷川 (I－1－3－38－206)、吉ヶ谷川 (I－1－3－38－209)、切詰川 (I－1－3－38－210)、日の詰川 (I－1－3－38－211)、尾上原川 (I－1－3－38－212)、俣野川左支溪 (I－1－3－38－216)、山ノ神谷川 (I－1－3－38－217)、寺谷川 (I－1－3－38－218)、俣野川右支溪 (I－1－3－38－219)、三王谷川 (I－1－3－38－220)、地主谷川 (II－1－3－38－7)、佐川支川 (II－1－3－38－8)、久連支川 (II－1－3－38－10)、白尾川 (II－1－3－38－11)、鋳物屋谷川 (II－1－3－38－13)、寺谷川 (II－1－3－38－14)、川平山谷川 (II－1－3－38－15)、マブノ谷川 (II－1－3－38－16)、旗方谷川 (II－1－3－38－201)、白水川左支溪 (II－1－3－38－202)、あけび谷川 (II－1－3－38－203)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

江府町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

佐川地区 (I－1023)、江尾新町 2 地区 (I－1026)、江尾新町地区 (I－1027)、江尾上町地区 (I－1028)、洲河崎地区 (I－1029)、池ノ内地区 (I－1030)、日の詰地区 (I－1031)、宮市原地区 (I－1032)、杉谷下地区 (I－1033)、下蚊屋地区 (I－1034)、下大河原地区 (I－1035)、吉原地区 (I－1036)、洲河崎 2 地区 (I－1189)、小江尾 2 地区 (I－1509)、佐川 2 地区 (I－1510)、杉谷地区 (I－1511)、柿原 2 地区 (I－1512)、俣野地区 (I－1513)、俣野 2 地区 (I－1514)、俣野 3 地区 (I－1515)、助沢地区 (I－1516)、貝田地区 (I－1517)、武庫地区 (I－1518)、久連地区 (I－1519)、久連 2 地区 (I－1520)、久連 3 地区 (I－1521)、久連 4 地区 (I－1522)、久連 5 地区 (I－1523)、吉原 2 地区 (I－1524)、武庫 2 地区 (I－1525)、久連 8 地区 (I－1575)、小江尾地区 (I－人工 44)、小江尾 1 地区 (I－人工 55)、江尾地区 (I－人工 56)、柿原地区 (I－人工 57)、下蚊屋 2 地区 (I－人工 58)、柿原 3 地区 (II－3476)、柿原 4 地区 (II－3477)、柿原 5 地区 (II－3478)、柿原 6 地区 (II－3479)、柿原 7 地区 (II－3480)、柿原 8 地区 (II－3481)、佐川 3 地区 (II－3482)、俣野 4 地区 (II－3484)、俣野 5 地区 (II－3485)、俣野 6 地区 (II－3486)、俣野 7 地区 (II－3487)、俣野 8 地区 (II－3488)、俣野 10 地区 (II－3490)、俣野 11 地区 (II－3491)、俣野 12 地区 (II－3492)、俣野 13 地区 (II－3493)、美用地区 (II－3494)、美用 2 地区 (II－3495)、小江尾 3 地区 (II－3496)、小江尾 4 地区 (II－3497)、小江尾 5 地区 (II－3498)、大河原地区 (II－3499)、大河原 2 地区 (II－3500)、武庫 3 地区 (II－3501)、武庫 4 地区 (II－3502)、武庫 5 地区 (II－3503)、武庫 6 地区 (II－3504)、武庫 7 地区 (II－3505)、武庫 8 地区 (II－3506)、江尾 3 地区 (II－3507)、江尾 4 地区 (II－3508)、江尾 5 地区 (II－3509)、久連 6 地区 (II－3510)、久連 7 地区 (II－3511)、下安井地区 (II－3512)、下安井 2 地区 (II－3513)、洲河崎 3 地区 (II－3514)、吉原 3 地区 (II－3515)、柿原 9 地区 (II－3516)、美用 3 地区 (II－3517)、洲河崎 4 地区 (II－3518)、江尾 6 地区 (II－3519)、江尾 7 地区 (II－3520)、小江尾 6 地区 (II－3521)、武庫 9 地区 (II－3522)、武庫 10 地区 (II－人工 2045)、吉原 4 地区 (II－人工 2046)、江尾新町 3 地区 (II－人工 2047)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第644号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

江府町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

東谷川（Ⅰ－1－3－38－19）、出ノ上川（Ⅰ－1－3－38－22）、ハセン谷川（Ⅰ－1－3－38－23）、谷山川（Ⅰ－1－3－38－24）、大谷川右支川（Ⅰ－1－3－38－25）、奥市川（Ⅰ－1－3－38－26）、一反谷川（Ⅰ－1－3－38－27）、ショウブ谷川（Ⅰ－1－3－38－29）、荒田川（Ⅰ－1－3－38－31）、竜王谷川（Ⅰ－1－3－38－33）、南谷川（Ⅰ－1－3－38－35）、黒美谷川（Ⅰ－1－3－38－36）、大谷川左支川（Ⅰ－1－3－38－37）、後谷川（Ⅰ－1－3－38－38）、前ヶ谷川（Ⅰ－1－3－38－39）、吹山谷川（Ⅰ－1－3－38－40）、カヅチ谷川（Ⅰ－1－3－38－41）、又市谷川（Ⅰ－1－3－38－204）、宮の谷川（Ⅰ－1－3－38－206）、吉ヶ谷川（Ⅰ－1－3－38－209）、切詰川（Ⅰ－1－3－38－210）、日の詰川（Ⅰ－1－3－38－211）、尾上原川（Ⅰ－1－3－38－212）、俣野川左支溪（Ⅰ－1－3－38－216）、山ノ神谷川（Ⅰ－1－3－38－217）、寺谷川（Ⅰ－1－3－38－218）、俣野川右支溪（Ⅰ－1－3－38－219）、三王谷川（Ⅰ－1－3－38－220）、地主谷川（Ⅱ－1－3－38－7）、佐川支川（Ⅱ－1－3－38－8）、久連支川（Ⅱ－1－3－38－10）、白尾川（Ⅱ－1－3－38－11）、鋳物屋谷川（Ⅱ－1－3－38－13）、寺谷川（Ⅱ－1－3－38－14）、川平山谷川（Ⅱ－1－3－38－15）、マブノ谷川（Ⅱ－1－3－38－16）、深山口川（Ⅱ－1－3－38－17）、旗方谷川（Ⅱ－1－3－38－201）、白水川左支溪（Ⅱ－1－3－38－202）、あけび谷川（Ⅱ－1－3－38－203）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

江府町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

佐川地区（Ⅰ－1023）、江尾新町2地区（Ⅰ－1026）、江尾新町地区（Ⅰ－1027）、江尾上町地区（Ⅰ－1028）、洲河崎地区（Ⅰ－1029）、池ノ内地区（Ⅰ－1030）、日の詰地区（Ⅰ－1031）、宮市原地区（Ⅰ－1032）、杉谷下地区（Ⅰ－1033）、下蚊屋地区（Ⅰ－1034）、下大河原地区（Ⅰ－1035）、吉原地区（Ⅰ－1036）、洲河崎2地区（Ⅰ－1189）、小江尾2地区（Ⅰ－1509）、佐川2地区（Ⅰ－1510）、杉谷地区（Ⅰ－1511）、柿原2地区（Ⅰ－1512）、俣野地区（Ⅰ－1513）、俣野2地区（Ⅰ－1514）、俣野3地区（Ⅰ－1515）、助沢地区（Ⅰ－1516）、貝田地区（Ⅰ－1517）、武庫地区（Ⅰ－1518）、久連地区（Ⅰ－1519）、久連2地区（Ⅰ－1520）、久連3地区（Ⅰ－1521）、久連4地区（Ⅰ－1522）、久連5地区（Ⅰ

－1523)、吉原2地区(Ⅰ－1524)、武庫2地区(Ⅰ－1525)、久連8地区(Ⅰ－1575)、小江尾地区(Ⅰ－人工44)、小江尾1地区(Ⅰ－人工55)、江尾地区(Ⅰ－人工56)、柿原地区(Ⅰ－人工57)、下蚊屋2地区(Ⅰ－人工58)、柿原3地区(Ⅱ－3476)、柿原4地区(Ⅱ－3477)、柿原5地区(Ⅱ－3478)、柿原6地区(Ⅱ－3479)、柿原7地区(Ⅱ－3480)、柿原8地区(Ⅱ－3481)、佐川3地区(Ⅱ－3482)、俣野4地区(Ⅱ－3484)、俣野5地区(Ⅱ－3485)、俣野6地区(Ⅱ－3486)、俣野7地区(Ⅱ－3487)、俣野8地区(Ⅱ－3488)、俣野10地区(Ⅱ－3490)、俣野11地区(Ⅱ－3491)、俣野12地区(Ⅱ－3492)、俣野13地区(Ⅱ－3493)、美用地区(Ⅱ－3494)、美用2地区(Ⅱ－3495)、小江尾3地区(Ⅱ－3496)、小江尾4地区(Ⅱ－3497)、小江尾5地区(Ⅱ－3498)、大河原地区(Ⅱ－3499)、大河原2地区(Ⅱ－3500)、武庫3地区(Ⅱ－3501)、武庫4地区(Ⅱ－3502)、武庫5地区(Ⅱ－3503)、武庫6地区(Ⅱ－3504)、武庫7地区(Ⅱ－3505)、武庫8地区(Ⅱ－3506)、江尾3地区(Ⅱ－3507)、江尾4地区(Ⅱ－3508)、江尾5地区(Ⅱ－3509)、久連6地区(Ⅱ－3510)、久連7地区(Ⅱ－3511)、下安井地区(Ⅱ－3512)、下安井2地区(Ⅱ－3513)、洲河崎3地区(Ⅱ－3514)、吉原3地区(Ⅱ－3515)、柿原9地区(Ⅱ－3516)、美用3地区(Ⅱ－3517)、洲河崎4地区(Ⅱ－3518)、江尾6地区(Ⅱ－3519)、江尾7地区(Ⅱ－3520)、小江尾6地区(Ⅱ－3521)、武庫9地区(Ⅱ－3522)、下蚊屋4地区(Ⅱ－3667)、武庫10地区(Ⅱ－人工2045)、吉原4地区(Ⅱ－人工2046)、江尾新町3地区(Ⅱ－人工2047)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第645号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年9月18日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 真誠会	訪問看護ステーション ふる里	米子市和田町1722	平成27年9月14日	訪問看護

鳥取県告示第646号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年9月18日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 真誠会	訪問看護ステーション ふる里	米子市和田町1722	平成27年9月14日	介護予防訪問看護

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第48号



平成27年第10回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年9月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成27年9月28日（月） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
  - (1) 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の有効期限について
  - (2) その他

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第49号

日吉津村選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成27年9月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
日吉津村社会福祉センター大会議室	西伯郡日吉津村大字日吉津973-9

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 調達内容

##### (1) 調達案件の名称

鳥取県環境放射線モニタリングシステム木地山固定局機器更新業務

##### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

##### (3) 業務期限

平成28年3月30日（水）

##### (4) 業務場所

入札説明書による。

##### (5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

#### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

##### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が「医療・理化学機器類の計測機器」及び「機械等（建物等以外）保守点検の計測・分析機器保守点検」であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参

加資格の審査を求める申請書類を平成27年9月28日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成27年9月18日（金）から同年10月19日（月）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成27年9月18日（金）から同年10月19日（月）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件公告に示した物品（平成27年9月18日以降に調達したものを含む。）を業務期限までに業務場所に設置することができる者であつて、設置日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に示される耐用年数の期間において、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

電話 0857-26-7854

電子メール genshiryoku-anzen@pref.tottori.jp

#### (2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成27年9月18日（金）から同年10月14日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5179>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成27年9月18日（金）から同年10月14日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

また、2回目以降の入札にも参加する場合は、各封筒に何回目の入札分であるかを明記のうえ同封すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成27年10月19日（月）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前9時とする。

##### イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第27会議室（第二庁舎 4 階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に平成27年10月14日（水）午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成27年9月定例会において本件業務に係る予算が否決されたときは、開札を行わない。

9 Summary

(1) Nature of the products : Refurbishment of “Tottori Prefecture radiation monitoring system” in Kijiyama

(2) Time—limit for submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM, 14 October,

2015

(3) Time-limit for submission of tenders : 11 : 00 AM, 19 October, 2015

Time-limit for submission of tenders by registered mail : 9 : 00 AM, 19 October, 2015

(4) Contact point for the notice : Nuclear Power Safety Division, Tottori Prefectural Government  
1-271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan, TEL : 0857-26-7854

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年9月18日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

## 1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

厨房機器 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(4) 納入期限

平成28年3月31日（木）とする。ただし、一部の機器については平成28年3月10日（木）とする。

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年9月18日（金）から同年11月6日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成27年9月18日（金）から同年11月6日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業務区分が機械器具類の厨房機器であること。

なお、当該業務区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年10月5日（月）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

(5) 平成27年10月23日から過去10年間に、鳥取県内の給食施設において、1契約につき契約金額が1,000万円以上の厨房機器の調達を受注し完遂した実績を有すること。

(6) 本件厨房機器の納入及び設置に際して、厨房設備施工技能士1級又は2級の資格を有し、直接的かつ継続的な雇用関係にある者を配置できること。

(7) 入札説明書に示す納入後の機器保守体制が確保できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院管財課

#### 4 入札手続等

##### (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150  
鳥取県立厚生病院管財課  
電話 0858-22-8181 (内線2222)  
電子メールアドレス kouseibyouin@pref.tottori.jp

##### (2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当  
電話 0857-26-7433

##### (3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成27年9月18日(金)から同年10月5日(月)までの日にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封すること。

##### ア 交付期間及び時間

平成27年9月18日(金)から同年10月5日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

##### イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

##### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

##### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成27年11月6日(金)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午後1時までとする。)

##### イ 場所

倉吉市東昭和町150  
鳥取県立厚生病院第3会議室(外来中央診療棟5階)

#### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、1の(1)に係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様書に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成27年10月9日(金)午後5時までに提出しなければならない。また、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に同月23日(金)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病

院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする場合がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : kitchen apparatus, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM, 23 October, 2015

(3) Date and time for the submission of tenders : 2 : 00 PM, 6 November, 2015

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 1 : 00 PM, 6 November, 2015

(4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL 0858-22-8181

-----  
総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年9月18日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

## 1 調達内容

## (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院及び鳥取県立厚生病院における診療材料等調達及び管理業務 一式

## (2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

## (3) 履行期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで。ただし、鳥取県立中央病院に関しては、新病院建設に伴い行う業務実施体制の見直し等に伴い、平成30年度10月以降において、契約期間の短縮又は内容の変更を行う場合がある。また、委託業務の始期は、それぞれ次のとおりとする。

鳥取県立中央病院 平成28年4月1日

鳥取県立厚生病院 平成29年4月1日

## (4) 履行場所

鳥取県立中央病院（鳥取市江津730）

鳥取県立厚生病院（倉吉市東昭和町150）

## (5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成27年9月18日（金）から同年11月4日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成27年9月18日（金）から同年11月4日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業務区分が薬品類の衛生材料及び医療・理化学機器類の医療機器に登録された者であること。なお、当該業務区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年9月30日（水）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間に、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床を300床以上有する病院（集中治療室を有し、かつ、心臓内科又は循環器科、脳神経外科、心臓血管外科及び整形外科の手術実績がある病院に限る。）から物品の調達及び管理業務（以下「同種業務」という。）を2年以上受注し、完遂した実績を有する者であること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員ではないこと。

## (2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のアからエまでの全てに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオに該当すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ

である場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 入札説明書に掲げる事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

### 3 契約担当部局

本件入札に基づく契約は、落札者と各病院間で行う。なお、各契約担当部局は次のとおりである。

鳥取県立中央病院事務局経営課

鳥取県立厚生病院事務局管財課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県病院局総務課

電話 0857-26-7885

電子メールアドレス byouinsoumu@pref.tottori.jp

#### (2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### (3) 入札説明書等の交付方法

平成27年9月18日（金）から同月30日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/byouinkyoku/>）から入手するものとする。当該ホームページを利用して交付しない資料は、電子メールにより交付するので、(1)の場所に電子メールにより依頼するとともに、電話でその旨の連絡をすること。ただし、これらにより難しい者には、次により直接交付し、又は郵送により交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

##### ア 交付期間及び時間

平成27年9月18日（金）から同月30日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成27年11月4日（水）午後1時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時までとする。）

##### イ 場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟 3階 第13会議室

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。



(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書等を、4の(1)の場所に平成27年10月2日(金)午後5時までに提出しなければならない。また、入札説明書に示す提案書を、4の(1)の場所に平成27年10月30日(金)午後3時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする場合がある。

## 8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

鳥取県議会平成27年9月定例会において本件業務に係る予算が否決されたときは、開札を行わない。

その他詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Supply Processing and Distribution System,

1 set

- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 4:00 PM, 30 September, 2015
- (3) Time-limit for the submission of documents for the tender : 5:00 PM, 2 October, 2015
- (4) Time-limit for the submission of tenders : 1:00 PM, 4 November, 2015  
Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM, 4 November, 2015
- (5) Please contact : General Affairs Division, Tottori Prefectural Hospital Bureau, 1-220 higashimachi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan  
TEL 0857-26-7885